

## 江東区地域福祉計画推進会議の公開に関する取扱要領

令和4年4月18日

4江福福第167号

(趣旨)

第1条 この要領は、江東区地域福祉計画推進会議設置要綱（令和4年4月15日4江福福第137号）第7条の規定に基づき、江東区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進会議の公開原則)

第2条 推進会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、推進会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 推進会議において取り扱う情報が、江東区情報公開条例（平成13年3月江東区条例第3号）第7条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）に該当するとき。
- (2) 推進会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると推進会議の会長（以下「会長」という。）が認めるとき。

(非公開の決定方法)

第3条 会長は、前条ただし書に該当すると認めるとき又は推進会議の委員からその旨の指摘があったときは、推進会議に諮り、推進会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴の手続)

第4条 推進会議を傍聴しようとする者は、推進会議の開催される30分前までに、傍聴申込書により申し込み、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、傍聴申込書により申し込んだ者（以下「傍聴申込者」という。）の数が定員に満たない場合は、推進会議の開催前までに申し込むことにより傍聴券の交付を受けることができる。

2 傍聴券の交付は、推進会議の当日に、次に定めるところにより行う。

- (1) 傍聴申込者で、傍聴できる者が定員に満たない場合は、傍聴申込者全員に対して傍聴券を交付する。
- (2) 傍聴申込者で、傍聴できる者が定員を超えた場合は、江東区内に住所を

有する者（以下「区民」という。）を優先することとし、傍聴申込者のうち区民の数が定員を超える場合は、区民のみで行う抽選により傍聴者を決定し、傍聴券を交付する。ただし、区民を優先させた後に定員残数がある場合は、区民以外の傍聴申込者全員で行う抽選により、傍聴者を決定し、傍聴券を交付する。

（傍聴者の定員）

第5条 傍聴者の定員は、10人とする。ただし、会長は必要と認めるときはその増減を認めることができる。

（傍聴券の提示等）

第6条 傍聴者は、会場に入場する際、傍聴券を係員に提示し、速やかに傍聴席に着くものとする。

2 傍聴者は、会場に入場するときのほか係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

3 傍聴者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を係員へ返還しなくてはならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器等の危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 拡声器の類を携帯している者

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者

(5) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に会長の許可を受けた者を除く。）

(6) 酒気を帯びている者

(7) 前各号に掲げるもののほか、審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴者の遵守事項）

第8条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議中にみだりに席を離れないこと。

- (2) 発言、拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、審議の妨害をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) 録音、写真撮影及び録画をしないこと。（事前に会長の許可を受けた場合を除く。）
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会場の秩序を乱し、又は推進会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、会長はこれを制止することができる。

2 前項の制止にもかかわらず、当該傍聴者がこれに従わないときは、会長は当該傍聴者に退場を命じることができる。

3 会議を非公開としたときは、会長は傍聴者に退場を命じるものとする。

4 傍聴者は、会長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第10条 会長は、推進会議を開催するときは、推進会議の資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、推進会議の資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

(報道機関の取扱)

第11条 報道関係者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、推進会議を傍聴することができる。

2 第6条から前条までの規定は、報道関係者が推進会議を傍聴する場合に準用する。この場合において「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係席」と読み替えるものとする。

(庶務)

第12条 この要領に関する庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。